

今般の「新型コロナウイルスに関連した感染症対策」のための危機対策本部を以下のとおり設置する。

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策」のための 徳島大学 危機対策本部
--

【本部長】（国立大学法人徳島大学危機管理規則第6条第2項第1号）
学 長（業務総括）

【副本部長】（ 同 第2号）
理事・副学長・事務局長（総務・財務）（本部長指名）

【本部員】（ 同 第3号）
理事・副学長（教育），理事・副学長（研究），理事・副学長（地域・産官学連携），理事・副学長（病院），副学長（テクニオンとの連携担当），キャンパスライフ健康支援センター長，総務部長，学務部長（以上，本部長指名）

【事 務】（規則第6条第3項）
（主管）総務部総務課
人事課，教育支援課，学生支援課，入試課，国際課，各学部等事務課
（以上，事務局長指名）

【業 務】

- 1 事業継続計画（BCP）及び今後の対策における基本方針
- 2 状況等に関する情報収集
- 3 全構成員への情報提供と注意喚起
- 4 感染が疑われる学生・教職員等（入試時の受験生を含む）への指導等
- 5 その他必要業務

< 参考 >

【根拠規則】 国立大学法人徳島大学危機管理規則（抜粋）

（危機管理の対象）

第2条 この規則に定める危機管理の対象とする事象(以下「危機事象」という。)は、次の各号の一に該当するものであって、組織的、集中的に対処することが必要なものとする。

- (1) 本学の教育研究等の活動の遂行に重大な支障のある事態
- (2) 学生等の安全にかかわる重大な事態
(以下略)

（危機対策本部の設置）

第6条 学長は、危機事象の対処のために必要と判断した場合は、速やかに当該危機事象に係る危機対策本部を設置するものとする。

2 危機対策本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- (1) 本部長は、学長をもって充て、危機対策本部の業務を総括する。
 - (2) 副本部長は、理事及び副学長の中から本部長が指名する者をもって充て、本部長を補佐する。
 - (3) 本部員は、理事並びに関係部局長及び事務局の関係部長等の中から本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 危機対策本部の事務は総務部総務課が主管し、関係する部課等から事務局長の指名する者が参画する。
- 4 危機対策本部は、当該危機事象への対処の終了をもって解散する。

（危機対策本部の責務、権限等）

第7条 危機対策本部は、本部長の指揮の下に、危機事象に迅速に対処しなければならない。

2 職員は、危機対策本部の指示に従わなければならない。

3 危機対策本部は、危機事象の処理に当たり、役員会、経営協議会、教育研究評議会及び関係委員会等(以下「役員会等」という。)の審議を含め、本学の規則等により必要とされる手続きを省略することができる。